

イギリス革命と憲法(二)

長谷川正安

第三章 内戦と憲法

民兵令 ^{*} Militia Ordinance

一六四二年三月五日、議会は前年末から討議していた民兵令を採択した。アイルランドの反乱と誇大な虐殺の知らせが、民兵の徵募の必要を感じさせたのである。しかし、民兵の指揮権のすべてを議会にゆだねる法案に国王が同意するはずはなかつた。国王の裁可の得られない法案を、議会は命令として実施に移した。いの Ordinance という国王抜きの法形式が、この後革命的な意味をもつことになる。

※ これまでの歴史書の翻訳をみると、民兵条例とか民兵条令となつてゐるものが多い。しかし、日本の現行法で条例といふと、都道府県や市町村のものに限られ、國のものはないから、ここでは、議会の法律と區別された命令という意味で民兵令と呼んでおく。

国王は四月上旬にはヨークに身を移し、国王にたいする議会の最後通牒ともいえる一九条提言(六月一日)を拒否し、八月二二日には、ノッチンガムで軍旗をかかげることになる。第一次内戦の開始である。国王の拒否した一九条

の提言とは、つぎのようなものである。

- (1) 議会の承認のない枢密顧問や高官は解任されるべきである、(2) 国政の重要事項には議会の承認が必要、(3) 国璽卿・大法官・紋章局長官などの任命にも議会の承認が必要、(4) 皇太子、皇子の教育に当る者の任命にも議会の承認が必要、(5) 皇太子、皇子の結婚にも議会の承認が必要、(6) カトリック教徒や国教忌避者の取締法の厳格な実施、(7) カトリック貴族の上院における採決権を奪い、カトリック教徒の子弟の教育はプロテスタンントが行うことを法律で決める、(8) 議会の意見による教会の改革、(9) 民兵令の裁可、(10) 官職を奪われた議員の、議会の請願にもとづく復職、(11) 枢密顧問と裁判官の、議会が定めた誓約の支持、(12) 裁判官と公務員は、議会の承認を得て任命され、その定めた期間だけその職にある、(13) 議会の命令違反の処罰、(14) 議会の定める者を除く恩赦、(15) 国内の城・要塞は、議会の承認を得て国王の任命する者の指揮下におかれる、(16) 国王に随行する特別護衛隊の解散、(17) プロテスタンント諸国との友好の強化、(18) モンタギュ他五名の議員の告発の取消し、(19) 新しく貴族になる者は、議会の承認のない限り、貴族院議員の資格を与えない。ここには、国王から議会への主権の漸次的な移行が明らかに見うけられる。主権の維持をはかる国王が、それを拒否したのは当然である。

ここに至つて、民兵令までは一致していた議会は分裂し、国王に従つてウェストミンスターを離れる議員がでた。貴族院では、半数が国王支持で、ロンドンに残つたのは約四分の一（三〇名）であった。衆議院では、国王に従つてヨークに移つた者は一七五名、三〇〇名はロンドンを離れなかつた。イングランド全体でいえば、一般に北部・西部には国王派が多く、南部・東部は議会派が多数といえた。しかし、例外や中間派の日和見も少なくなく、両派の軍事的対決の結果が日和見の行動を決定することになる。

国王を支持する保守的貴族の私兵はすでに弱体であり、国王派の軍隊には固有の財政的基礎がなかった。カウンティの召集兵は、ショントリーの指揮で郷土では善戦したが、その地域をすると急に戦闘意欲が低下するという地域主義が強かつた。常備軍のなかた軍事的欠陥が、そのまま国王軍の弱点となつたのである。その唯一の例外は、チャーチズの甥のルパートの騎兵隊であつたが、どの戦闘でも部分的に勝利しても戦争全体に勝利をもたらすことはできなかつた。一回敵の戦線を突破すると、あとは補給の略奪に専念するという規律のなさで、最後まで国王軍を支えることができなかつた。

内戦の初期にはロンドンの市民軍以外見るべき戦力がなかつた議会派は、各地で国王軍におされ氣味であつた。しかし、議会による財政的措置の成功と民兵組織の改善によって、しだいに優位に立つようになる。民法令に規定した、各カウンティへの司令官 Lieutenant の任命は実施されなかつたが、若干のカウンティの連合体の結成には成功した（四二年一二月）。そのもとも有名なのが、ノーフォーク、サフォーク、エセ克斯、ケンブリッジ、ハーフォード、そして少しおくれて加えられたハンチンドンのカウンティからなる東部連合 Eastern Association である。その指揮をとつたオリバー・クロムウェルはハンチンドンの郷士 Squire であつた。このクロムウェルが直接指揮する、ヨーマンからなる鉄騎兵 Ironsides は、ピューリタンの精神にあふれ、自分たちがなんのために闘うかを知つた規律正しい戦力であり、東部連合の核心となつてゐた。戦争目的を自覚させ、正当な給与を支給して職業的な軍隊としたのが、ニュー・モデル軍 New Model army である。

一六四五年四月三日の辞退令 Self-denying Ordinance は、議員が、長期議会の任命してきたあらゆる官職から、軍務たると否とを問わず、退任するよろ命じてゐた。内戦の初期には、貴族院議員であるエセックス伯やマンチエス

ターバンのよう身分の高い長老派の議員が議会軍の指揮官となつた。かれらは国王にたいして終始妥協的で、それが國王軍にたいする議会軍の勝利を決定的なものにするのを妨げた。議会軍の建直しのため、軍事的能力のない指揮官の一掃が行われたわけである。

ニューキー・モデル軍はフェアファックスを司令官とし、辞退令の唯一の例外となつたクロムウェルが軍事上の実権をにぎつた。ニューキー・モデル軍は、マンチエスター軍・エセックス軍・ウォーラー軍など既設の軍隊からその一部を集めて編成され、ロンドン、東部連合、南西諸州からの徵募で補強されたもので、必要な経費は各州に割当てられた。一、〇〇〇人の竜騎兵隊一、六〇〇人の騎兵隊一、二、二〇〇人の歩兵隊一、計一三、〇〇〇人という規模はそれほど大きなものではないが、その質は、封建的な貴族の私兵とはまったく異なつてお、それが議会側勝利の究極の原因となつた。

軍の憲法要求

イングランド革命と憲法の関係を考える場合、議会における討議の重要性を否定することはできないが、議会側を勝利させた軍の思想と行動にも十分注目しなければならない。議会軍内部の討議や軍独自で発表した文書の中には、それまでのイングランドにはなかつた近代的憲法の萌芽がいくつも発見できるからである。とくに、イングランドの歴史上空前絶後といつてよい、成文憲法典制定の試みが、革命の進行とともに見られるようになる。

一六四二年、内戦前夜には、議会は安全委員会 Committee of Safety を任命して議会と軍の連繫をはかつた。貴族五人、衆議院議員一〇人の構成である。内戦が開始され、イングランド議会と「嚴肅な同盟と盟約」 Solemn League and Covenant を結んだ（一六四三年九月）スコットランド軍が国境をこえて南下すると、両国軍を指揮

あるための「両国委員会」 Committee of Both Kingdoms が設置されたことになる（一六四四年十一月）。七人の貴族と一四人の衆議院議員から構成され、クロムウェルはその一人であった。この委員会は数年にわたって戦時省 War Office の役割を果した。

一六四六年、国王がスコットランド軍に投降して第一次内戦が終ると、政治の焦点は、国王対議会の対立から、イングランド革命の進路をめぐる議会内の長老派対独立派の対立へと移行することになる。多数を占める長老派はニューモデル軍を解散し、残りをアイルランド討伐に送らうとした。しかも、軍の給与は長期にわたって未払いになっていたから、軍の内部に議会に対立する考えが生れるのは当然である。

一六四五、四六年ころには、軍内部には、多くの士官の出席する戦争会議 Councils of War があった。四七年の四月になると、連隊ごとに二、三名の兵士を選出し、それがアジテーター会議 Council of Agitators を構成して、全兵士に代って兵士の権利や希望をのべるようになっていた。この士官の戦争会議は兵士のトジター会議を統合し、司令官も参加して文字通り全軍を代表することになるのが全軍会議 General Council of the Army である。これには、司令官フュアックス、クロムウェル、アイアトン、各連隊から二名の士官と二名の兵士（アジテーター）が参加した。この構成が示すように、全軍会議では、身分や階級によつて差別されない、自由な討議が保障された。とりわけ、特定の宗派にこだわらない寛容の精神があつたことが注目される。当時、議会の内でも外でも、政治的紛争は宗教上の紛争と分ちがたく結びついていたのがつねであったから、宗派の別なく自由に政治的発言である全軍会議は、重要な政治的意味をもつようになる。

一六四七年六月五日、ニューマーケットの集会で採択された「厳肅なる軍の取決め」 Solemn Engagement of

the Army は、兵士の苦情と解散の条件をのべた兵士間の盟約であった。この盟約は、軍の原則と国家平定のための要求をより詳細にのべた、六月一四日の「主張」 Representation from Sir Thomas Fairfax and the Army under his Command によって引継がれた。ともにアイアトンの筆になるといわれている。国王の一身をその手中にして、議会にたいして独自の要求をだすことができるようになった軍の意向をそこに見る」とができる。

「主張」によれば、「國家の恣意的権力に奉仕するために傭われた、たんなる傭兵ではなく、議会の数次の宣言により、自分自身と人民の正当な権利と自由を擁護するため呼びだされた」ものであり、人民の名において議会に对抗することができた。

(1)不法、腐敗、国権乱用、不当選舉にかかる議員の議会からの追放、(2)議会や軍を悪用する意図や権力をもち、國を危くした人々の資格の剥奪、(3)現議会以降、会期の限定と三年ごとの選舉実施、(4)議会の休会、解散は国王の意のままではなく、議会自身の意思による、(5)平等、比例のルールによる議席の配分、(6)謙虚な請願という方法による、議会にたいする人民の権利と自由、(7)内戦中各種委員会に認められた地域的権力の制限、(8)議会の会計検査、(9)恩赦の実施。

一六四七年八月一日、これもまたアイアトンの筆になる「提案要綱」 Heads of the Proposals offered by the Army が発表される。この、原理的な要求一六箇条と当面の要求五箇条をならべた「提案要綱」は、タンナー（前掲書一四六頁）によれば、これまでの軍の提案とはかなり性格のちがう「成文憲法典のためのスケッチ」であった。たとえば、選舉人にたいする議会の従属を確保した、会期一定の二年更新制の議会は、一六九四年の三年議会法 Triennial Act の原則を予想させるし、平等・比例のルールによる議席の再配分は一八三一年の選舉法改正 Reform

Bill を思ひ出せや。また、軍事・外交など独自の行政権をもつ國務會議 Council of State の構想は、内閣制の先駆といえなくともいふべきだ。ゆゑに、「提案要綱」の宗教問題の処理は、一六八九年の寛容法 Toleration Act にひくなる。

「提案要綱」は、長老派が多数を占める議会にたいする軍の意向をまとめたものである。議会内部に長老派と独立派の対立があつたように、軍内部にも独立派的な士官と、それに批判的な左翼的兵士の対立があつた。このいふかく水平派とよばれるようになる左翼的兵士たちは、「提案要綱」に激しく反対し、「正確にのべられた軍の主張」 The Case of the Army truly stated を発表した。一〇月一八日のことである。

「主張」は、軍の態度が六月段階に後退したことを非難し、水平派の全プログラムの実現を要求していた。一一歳以上の自由民すべてに選挙権を与える普通選挙制、君主制や貴族院の廃止の意図、一〇分の一税の廃止の要求など、兵士たちの要求は軍幹部のものより、はるかに民主的であり、革命的であつた。そしてこの「主張」は、「提案要綱」といふに、ペニー教会での全軍会議で、民間のペーネーブ代表もまじえて討議されるに至つた。そして一九四七年一〇月二八日、会議の当日になると、「主張」よりやひに「ジカルな文書が提出されね」となる。ペーネーブの憲法的要求をまとめた、人民協定 the Agreement of the People である。

人民協定 the Agreement of the People

ペニー Putney や開かれた全軍会議 General Council of the Army や詔議された人民協定の内容は、いわゆるなものであり、歴史家はこれを第一次人民協定とよんでいふ。

前文は、再び奴隸状態に後戻りするか、戦争に突入するかという危険な立場にあるわれわれが、われわれの共通の

説

権利と自由を明確にするなどによつて危機をのり切らうといふ。そして具体的になすべきこととして、国民の集会 national meetings in council を頻繁に開き、その集会を効果あるものとすることを強調する。

(1) イングランドの人民は、議会の選挙にあたつていぢるしく不平等にしか代表されていないので、議席は住民数に比例して、公平に配分する。(2) 同じ人物が長く権力の座にある弊害を防ぐため、現議会を一六四八年九月末日に解散する。(3) 人民自身二年に一回議会を選出する。(4) 国民の代表たちの権力は、選挙をする者の権力に劣るだけで、他人の同意も協力もなしに、法律の制定・改廃、官職と法廷の設置・廃止、各級官吏の任免、宣戰・講和、外交を行うことができる。できないのは、明示あるいは默示的に、選挙民に留保されていることがらだけである。

つぎに、この選挙人すなわち人民の一人ひとりに留保されている事項が、われわれの生得権 native rights として列挙される。

(1) 宗教と礼拝の方法については、いかなる人間の権力にもゆだねない。(2) 兵役の強制は自由に反する。(3) 現議会の解散後、現衆議院の判決を執行する場合を除き、何人も今次の公の紛争に關して言つたり、行つたりしたことにつき尋問をうけることはない。(4) 法律はすべての人に平等で、保有・財産・特許状・位階・出生・地位は法的手続の例外理由とはならない。(5) 法律は平等であり、人民の安全と福祉にとって善であり、破壊的なものであつてはならない。ペトニ会議の二日目、人民協定の全文が読上げられたが、議員の選出方法にふれている第一条から、軍幹部（クロムウェル、アイアトン）とレーブラーズの影響下にある将兵の間で原理的な対立があることが明白になつた。人民協定は、生得権 native rights をもつ人民のすべてに、国政に参加しようのよう選挙権を与えることを主張していたが、軍幹部は、選挙権を、国政にたいして恒常的利益をもつ者、すなわち、一定の所有権をもつ者に限定しようとした。

国王、議会、所有権のすべてを否定し、のりこえようとする急進的傾向にたいして、軍幹部はこの段階では、国王と議会のないイギリスを考えることはできなかつたし、まして所有権を無視して普通選挙を実現しようとするレーヴィーズの態度には賛成することはできなかつた。人民協定という名称が示すように、レーヴィーズが考えていたのは、これまでのような、国王や議会にたいする訴えや声明などではなく、人民相互にとり結ぶ協定 Agreement であり、統治の基本原理であった。レーヴィーズが市民としても出席した全軍會議こそ、人民協定の起草にふさわしい会議であると兵士たちは考えたのである。

クロムウェルは、軍の統一を回復するため、結論を出せずに終つたパトニ会議の直後、アジテーターや士官を原隊にもどし、二度と全軍會議を開こうとはしなかつた。人民協定のコピーが兵士の間にまかれたり、二つの部隊で反乱が起きたりしたが、それはただちに鎮圧された。人民協定が再び政治の日程に登場するのは、スコットランド軍に期待して王権の回復を計った第二次内戦を経たのちである。

一六四八年一一月、士官會議が設置した一委員会（軍、議会、水平派、独立派市民の代表各四名）は人民協定を再検討し、翌四九年一月二〇日、軍幹部による修正を経たうえで議会に提出されたのが第二次人民協定である。しかし、スコットランド軍を撃破し、国王に妥協的な議会の解散を要求してロンドンに進軍した軍の圧力のもとで、議会の構成が激変し、人民協定の審議はまったく行われずに終つてしまつた。議会から長老派を一掃した「プライドのページ」（四八・一二・六）、わずか六〇名以下になつてしまつた「ランプ議会」と、そこでの国王裁判の開始という革命の進行が、人民協定の審議を棚上げしてしまつたといつてもよいであろう。

第二次人民協定は、それが議会に提案されたことからも分るように、人民相互の協定による統治の原則をのべた第

一次とはちがつて、議会のあり方を中心としている。たとえば選挙権について、イングランドの原住民または国籍取得者でこの協定に署名し、施しをうけず、救貧税を負担する能力のある者。また特定の人物に奉仕したり、給与をうけたりしない、二一歳以上の世帯主、というような詳細な規定がおかれていた。選挙権・被選挙権の政治的理由による制限、議員数の配分、議会の権限などについても詳細な規定がある。しかし、その反面、議会の権力を制約する人民一人ひとりの生得権については、自然権としてのとらえ方が第一次のものよりはるかに稀薄になっている。リルバーンはじめレベラーズが、士官会議の最後段階では退席してしまった理由をそこに見ることができる。

人民協定のその後の運命についていえば、ロンドン塔にとらわれるようになつたりルバーン、ウォルウイン、プリンス、オーヴィアトンというレベラーズの指導者の獄中から発表した、イングランドの自由な人民の協定（一六四九・五・一）、いわゆる第三次人民協定というものもあるが、これは第二次人民協定を改定したもので、第一次のような、人民主権にもとづく民主的な憲法原理の展開にはなつていない。革命の進行は、レベラーズの民主的憲法制定の要求をおきぞりにしてしまつたのである。[※]

※ 渋谷浩編『自由民への訴え』（一九七八）には、三つの人民協定の翻訳がのついている。第一次・第二次の原文は、ウッドハウス『ピューリタニズムと自由』（一九五一）の附録にある。

共和国と憲法

一六四九年一月二一〇日、チャールズは衆議院だけの命令で新しく設置された高等裁判所 High Court of Justice に起訴され、二九日には死刑の判決が下つた。衆議院が特別裁判所を設置する命令をつくり、国王を「王国の基本法」による反逆罪として起訴する決議をしたことに、貴族院は万場一致で同意しなかつたから、国王裁判には法的に

は疑問が少なくなかった。しかし、ひとにぎりの残存議員からなる衆議院は、「人民こそすべて正当な権力の根源であり、人民によつて選ばれ、人民を代表する、イギリスの衆議院は最高の権力をもつ」という考え方で国王裁判を強行した。それをさせたのがクロムウェルの指導する軍であつたことはいうまでもない。

一月三〇日、チャールズ一世の首が胴から切りはなされたとき、イギリスには、歴史上かつて経験したことのない、国王のいない国家が残つた。ラム普議会は国王の地位を廃止した（三月一七日）だけでなく、国王の裁判に反対した貴族院を無用で危険なものとして廃止した（三月一九日）。そして、一六四九年五月一九日、議会は、イギリスが共和国で自由国家 a Commonwealth and Free State であることを宣言した。

一六四〇年、発足当時の長期議会は、四九〇名の衆議院議員をもつていたが、共和国となつたときには一二五名にまで減り、その同意がなければ停会も解散もできないという一六四一年法に助けられて、国民代表機関としての実体のない存在をただづけていた。

共和国政府としては、國務會議 Council of State が設置されていた（二月一四日）。この会議は、フェアファツクスやクロムウェルをふくむ四一名からなつていて、三一名以上が議員であつたため、衆議院の一委員会の觀があつた。しかも、当時の同院の出席者は、平均して五六名より多くはなかつたから、議会と政府はほぼ一体であつた。常時機能している國務會議が議会を支配していたといふこともできる。

一六五三年一月、士官会議と國務會議との間で、新しい議会の必要性について意見が一致した。問題はその選出方法である。国王の処刑後、チャールズを殉教者として共和国を批判する王党派の評判が急速に高くなつた。それだけではなく、軍の背景しかない共和国は、右の長老派からはもちろん、最左翼の共和派からも攻撃をうけていた。自由な

選挙を行つたなら、支持者のない共和国、自由な国家は転覆してしまう可能性が大きかつた。クロムウェルはこの困難な状況を、軍事力によるラムプ議会の解散という方法でのりきらうとした（四月二〇日）。スコットランドとの戦いに勝利し、アイルランドの征服に成功して英雄となつてゐたクロムウェルは、一六五〇年に陸軍卿 Lord General となつて軍全体をおさえていたが、ここで長期議会の残部を実力で一掃する。

一六五三年六月、クロムウェルは、軍司令官 Captain-General of the army の名で、士官会議の助言をえて、史上ペアボーンズ議会 Barebones Parliament いよばれる奇妙な議会を召集した。当时、軍は、自らの手で政治を行う意図はなく、クロムウェルは民政を望んでいたが、国王と貴族院を廃止したあと民政のあり方については手探りがつづいた。ペアボーンズ議会は、ともに軍の内部にあつた「聖者の支配」という宗教色の強い考え方と、人民協定にあらわれた人民主権、民主的議会の考え方の妥協の産物であつた。

議員は、各カウンティの独立派教会が推せんした者から、士官会議が選ぶという形で、一四〇名が決まつた。古代ユダヤの集会 Sanhedrin をモデルに、七〇人の聖者に政治を託そうというハリソン案は排除され、普通選挙による議会を主張するランバートの意見も通らなかつたが、その妥協として召集された議会が、議員の一人の名をとつたペアボーンズ議会であつた。したがつてこの議会は、これまでの議会とはちがう、矛盾に満ちた特色をもつていた。

この、スコットランド代表五名、アイルランド六名をふくんで三国人民の名で結集した史上最初の議会は、クロムウェルの意図にかかわりなく、これまでの議会同様の権力と特権をもつ真の議会として機能することを宣言した。そして多くの国政改革を試み、法案を考えたが、信仰の厚い議員には必ずしも法律の知識も立法の技術も備わつてはいなかつた。たとえば、たゞた一日の審議で、世上悪評の高かつた大法官裁判所 Court of Chancery の廃止を決議

(八月五日) したのはよいが、そこであつかった大量の事件をどこで処理するのか明確な立法措置がとれず混乱を引き起すというような例がある。しかし、法律家のいないこの議会は、かえつて複雑なイギリスの法にたいする改革には熱心で、若干の立法改革には成功している。だがそれは部分的なもので、改革の仕事は長続きしなかつた。この議会の召集後最初の議題の一つに、十分の一税による牧師の生活維持の可否の問題があつた。国の正規の教会組織の外にある独立派は十分の一税に好意的ではなかつたが、長老派はそれに固執した。牧師の十分の一税による保護を否定する提案は、六八対四三で否決されている。この事実が示しているように、軍の独立派が支配していると思われる議会内にも政治的・宗教的な対立があり、さらに、ラジカルな第五君主制派の露骨なクロムウェル批判がはじまつたり、議会外での水平派の抬頭があつて、議会の存在は軍幹部の重荷となつた。クロムウェルの意向がどれだけ働いていたかは不明であるが、一六五三年一二月一二日、議会のこれ以上の存続は共和国のためにならないから、全権をロード・ジェネラル・クロムウェルに引渡すべし、という決議が過半数（八〇名）の署名で成立した。この決議は、クロムウェルに、「かれから受けとつた全権力」を返すとなつてはいたことが注目される。

イギリスは再び、陸軍卿クロムウェルの君臨する軍の独裁に戻つたのである。

統治章典 *Instrument of Government*

クロムウェルの意図をうけて、一団の士官が準備したのが、イギリス史上最初の成文憲法典となる統治章典（一六五三・一一・一六）である。イギリスには今日なお成文憲法典は存在しないから、それは史上空前絶後の憲法的経験ということができた。そして、この統治章典発表から、その規定にもとづく第一議会が成立する五四年九月三日までは、プロテクターとなるクロムウェルの、議会抜きの独裁がつづく。

統治章典は、イングランド、スコットランド、アイルランドからなる共和国の統治形態の基本を規定したものであ
り、第一条は、つきのようにいう。

「イングランド、スコットランド、アイルランド、およびそれらに帰属する領地からなる共和国の、最高の立法権
は、一人と、議会に集まつた人民にある。その一人の形式は、イングランド、スコットランド、およびアイルランド
の共和国の、護民卿 Lord Protector である。」

ガーディナーは、このプロテクターが国王の地位をついだといい、タンナーも、それを制限君主の再建というよう
に見ている。そこでは、プロテクターと議会の関係が、エリザベス時代の君主制の慣行と対比されたりしている。た
しかに、クロムウェルがその地位についたプロテクターは、のちにクロムウェルを国王にするかどうかが問題になっ
たように、国王以上に大きな権力をもつ個人であつたが、統治章典はあくまで国王と貴族院を廃止した共和国の憲法
典であり、プロテクター制の成立を君主制の復活と見るのは、歴史を結果から見すぎているよう思う。

行政はプロテクターの仕事であり、二一名を超えず、一三名より少なぬ国務会議 Council の補佐をうける。

章典は、國務會議を構成する一五名の姓名を、ヘンリー・ロレンス以下記載している。欠員が生じた場合には、議会

が六名を指名し、國務會議がそれを二名とし、最後にプロテクターが一名にしほるという慎重さである（二五条）。

三年を任期としてつぎつぎに召集される議会（七条）は、かつて人民協定が試みたような、詳細な議席の再配分に
もとづいて選挙が行われる（一〇条）。この選挙の第一の特色は、スコットランドやアイルランドに選挙区（それぞ
れ三六議席）をつくり、議会による三国の統合をはかったことである。アイルランドではカトリック教徒や叛徒は排
除されたから、イングランドとスコットランドの入植者が当選し、その大半は士官たちであった。スコットランドで

もプロテクター制を支持するような選挙区づくりが行われた。第二の特色は、カウンティの選挙資格を二〇〇ポンンド以上の動産・不動産の所有者（一八条）とし、バロウは君主制当時からの慣行にゆだねたことである。そして、議席数の多くはカウンティに割当てられ、バロウの議席は激減したから、議会の政治的性格にも大きな変化が生れた。長期議会では三九八のバロウ・メンバーが、統治章典の第一議会では一三三になり、カウンティの議席は九〇から一六五に増加した。このことがクロムウェルの将来に關係があることはのちにふれる。第三の特色は、内戦で国王に味方した者が、最初の選挙だけでなく、三つの議会の選挙権・被選挙権が剥奪されるという厳しさである（一四条）。いずれにしても、人民協定と同様、成文憲法典であることを目指した統治章典の第一のねらいが、選挙制、とりわけ、選挙区と議席の配分であったことは、当時の憲法問題の焦点の一つがどこにあつたかをよく示している。

統治章典による国政は、プロテクター、國務會議、一院制議会によつて運営される。プロテクター制の出発に当つてとくに注目されるのは、國務會議の補佐するプロテクター Protector-in-Council (キング・イン・カウンシルといふ語を連想する) の機能についてである。國務會議のメンバーは憲法で指名されただけでなく終身であり、プロテクターにたいする有効な憲法上の抑制機関と考えされていたから、それが憲法どおり機能してクロムウェルの独裁をチェックできるかが問題であった。その実態を知るには、議会成立までの九ヵ月間の行政命令 Ordinance による政治の内容を検討する必要がある。

タンナーはこの九ヵ月間に発せられた八二の命令（そのほとんどは後に議会で承認された）を、(1)法律の改革、(2)風俗の改善、(3)宗教の再編（前掲書一七八頁以下）に分類する。(1)で注目されるのは、ベアボーン議会が廢止した大法官裁判所の後始末のための複雑な命令（五四・八・一一）、プロテクターにあわせた大逆罪の改正（五四・一・一九）

ところの大逆罪事件をあつかう裁判所の構成を決める命令（五四・六・一一）などがある。（2）としては、闘鶏の禁止（五四・三・三一）、決闘などの禁止（六・二九）、チームズ河で働く労働者の飲酒や瀆神的行為の規制（六・三〇）、不穏な状況にあわせての、競馬六カ月禁止（七・四）など。（3）では、クロムウェル独特的宗教問題の処理の仕方が見受けられる。聖者議会は共和派のつき上げもあって、牧師を養う十分の一税の廃止を討議したが、クロムウェルは十分の一税の使用法を工夫した。一六五四年三月二〇日の命令は検討委員会 Commission of Traders を設置して、聖職者として給与を与えるまえに審査をした。また、八月二八日の命令は、すべてのカウンティに追放委員会をおいて、聖職者や教員の中から不適当な者を排除した。九月一日の命令は、オクスフォードやケンブリッジを視察する委員を任命し、それがイートンなどパブリック・スクールの視察の権限を与えられた。クロムウェルと助言者たちの宗教上の基準は宗教の自由であり、検討委員会のメンバーは、長老派、洗礼派、独立派から公平に選ばれていた。ただカトリックや監督派は排除され、共通祈祷書の使用は非合法とされていた。タンナーはこの九カ月間を「イングランド史上まつたくユニークな改革の活気にあふれた時期」（前掲書一七八頁）と高く評価している。

一六五四年九月三日、プロテクター制下の第一議会が開会した。そこでまず問題になつたのは、憲法を制定し、それを国民に課す権利を私人 private persons がもつてゐるかどうかであった。議会は、統治章典の法的拘束力を認めようとしなかつたのである。プロテクターと國務会議は、議会の憲法修正意見をとりいれざるをえなかつた。しかし、クロムウェルは、憲法の基本的部分 fundamentals と附隨的部分 circumstantial とを区別し、前者を修正することは許さなかつた。基本的部分というのは、（1）個人と議会による統治、（2）常設でない議会、（3）信仰の自由、（4）プロテクター、議会を問わず、排他的軍事権の保持の禁止、この四点である。統治章典の規定（八条）どおり、五カ

月で停会するか解散しなければならなかつた議会は、統治章典の各条を一条ずつ検討し、その修正をはかつて軍と対立するようになる。

プロテクターと共和国に忠誠をちかい、一人と議会の統治を変更しないことを「承認」しなかつた極端な共和派議員九〇名は、議会から排除された。残つた議員は、右にあげた第一と第二の基本的部は承認したが、第三と第四は承認しようとせず、それが議会と軍の対立点となつた。議会は、統治章典の認める宗教の自由に制限を加え、軍内にある一定の宗派を排除しようとした。また、プロテクターの軍支配をクロムウェルの一代に限定し、五万七千人の軍隊を章典の規定（二七条）どおり三万人（騎兵一万、歩兵二万）に縮小し、軍費を切下げようとした。宗教上の寛容政策と軍の維持問題は、深く結びついていた。議会が軍を抑えて、その指揮権をとり、兵数や給与を決めることがでなければ、そのことは同時に、多くの宗派にとって、信仰の自由を失うことを意味していた。軍こそがこの自由の保障者だつたからである。クロムウェルはここでも議会と軍の中間にあり、軍の将兵の反議会の意向が一致した段階で、第一議会を解散した。一六五五年一月二二日のことである。

議会の解散後、左右一連の叛乱や陰謀がつづく。その最大のものは西部の国王派のもので、ペンラドックの蜂起（一六五五・三）は一時的には成功したかに見えた。この叛乱を鎮圧するため「西部の司令官」 Major-General of the West が任命されたが、その方式が全国におよび、イングランドはクロムウェルの下に、一人の「司令官」によって分割統治されることになる。中小ジョントリー以下の下層階級の出身者を代官とするプロテクターの軍事独裁は、叛乱の予防・鎮圧だけでなく、貧民救済・風俗取締り・僧侶の監督など社会生活のすみずみにおよんだ。

しかし、統治章典に規定する以上の軍を維持し、スペイン戦争を行うためには、財政が枯渉していた。プロテクタ

説
一制は、一年で 100 万ポンドを超える財政赤字をつくり、国王・教会領の売却による臨時収入や国王派への十分の一税 Decimation tax (年収一割、宗教上のものとは別) でこれを補うことはできなかつた。統治章典によれば、国の負債の処理は議会の仕事であつたから、しだいに強くなる議会召集の要求をクロムウェルは無視することができなくなる。

一六五六年九月、第二議会が召集された。そこには多くのクロムウェル反対派が当選していたが、統治章典の議員資格条項をねじ曲げた國務会議の解釈で、四六〇名の定員中約一〇〇名が排除された。統治章典一七条は、被選舉資格として、「誠実で知られ、神を崇い、話の上手な、二一歳以上の人物」とのべていたが、國務会議は二一条で与えられた審査権を用いて、道徳的意味での「誠実さ」 integrity をクロムウェル支配にたいする「誠実さ」にすりかえてしまつた。さらに、五、六〇名が自ら議席を放棄し、第二議会はその開会以前から波乱含みであつた。

この時期には、選挙区での政治意識に大きな変化が見られた。内戦中カウンティは議会支持派を選出していたが、ハリでは、排除された一〇〇名中七〇人以上がカウンティ出身であつた。かつてクロムウェルの鉄騎兵を送りだした旧東部連合にふくまれるカウンティでも、五七名中二九名が反クロムウェルであつた。反対に、東部連合のバロウを代表する二五名中、クロムウェル反対は四名しかいなかつた。農村に多く、都市に少なくした統治章典の議席配分が、プロテクター制にとってマイナスに働くことになつた。この、農村と都市のクロムウェルにたいする意識の変化は、革命のプロセスにとって重要な意味をもつてゐる。

第二議会では、統治章典の基本的部分をふくめての改正意見が強くなつた。その意見を集約したのが、一六五七年四月七日、議会からプロテクターに提出された憲法草案「謙虚な請願と勧告」Humble Petition and Advice であ

る。

この草案の第一の問題点は、クロムウェルを国王とすることにより、イングランドを再び世襲の君主制にしようとすることがある。当時、君主制はイングランドの政治的秩序の維持にとってもともと習熟した制度であり、プロテクター・国務会議の強力な支配、とりわけその背景になつてゐる軍の独裁を制限するのにもともと適當な制度と考えられたのである。それに、クロムウェル自身の政治家としての評価は國の内外で高かつたから、かれを国王にしようという意見が強くなるのは不自然ではなかつた。かれ自身、国王になることにそう否定的ではなかつた。しかし、それまで国王と対決してきた軍にとっては、最高司令官が議会側にとりこまれることに賛成できなかつたし、直接的には軍幹部（デズバロウ、フリートウッド、ラムバート等）の反対で、クロムウェルは国王になることを拒否した。したがつて、五月二十五日に再提出された草案では、国王の名称は削除され、その代り、プロテクターは選挙制から、プロテクター自身の指名制になつていった。

第二の問題点は、第二院の復活である。対立するプロテクターと議会を調整する制度として、もう一つの議院“Other House”をおくることに軍は賛成であった。プロテクターの指名により、プロテクター制を支持する政府高官（国務会議メンバー・裁判官）、高級将校、地方名門のジェントリー、それに旧貴族も召集された。四〇〇～七〇名とされたこの指名には議会の承認が必要である。

第三は、財政問題で、陸・海軍のため一〇〇万ポンド、政府のため三〇万ポンドの増額である。

第四は、国務会議 Council of State を枢密院 Privy Council へ、メンバーの任期を、終身制からプロテクターの任免制に変えた。当然その権限も低下している。

説

第五は宗教問題で、原則的には同じ宗教上の寛容が、現実にはせばめられ、一定の宗派（たとえば、ユニテリアン）が排除されるようになる。

第六の問題点は、議会の旧来の自由と特権の承認である。とくに、議会自身の判決による以外、正当に選挙された議員が排除されないことが強調されている。その結果、一六五八年一月に第二議会が再開されたとき、先に排除された一〇〇名が登院することになる。それに加えて、クロムウェル支持の議員約三〇名が「他院」Other House に移ったため、議会の政治地図は共和派に有利となつた。共和派は「他院」を攻撃的とし、自らの議会を衆議院として、その自立性と伝統的権利を主張した。

一六五八年二月四日、クロムウェルは独断で自分の意のままにならない第一議会を解散し、再びプロテクターの独裁体制が現出した。イングランドの伝統的君主制への復帰の傾向の強い「請願と勧告」にたいして全面的に妥協するクロムウェルに、共和派や兵士たちは激しく抵抗した。また反対に、海外にあるチャールズと連絡のある国王派の陰謀や叛乱計画は、プロテクター制を打倒して旧君主制の復活をはかった。

一六五八年九月三日、クロムウェルはプロテクターの地位を三男のリチャードに譲ることを遺言して死んだ。軍の最高司令官であることによりプロテクターになつたオリバー・クロムウェルの地位を、プロテクターになることにより軍の最高司令官になることのできたりチャード・クロムウェルは、現実には継ぐことができなかつた。クロムウェルの死から王政復古への路は一直線につづいていた。

第四章 名誉革命と憲法

王政復古 Restoration

クロムウェルの遺言によつて新しくプロテクターになつたリチャードは、父とちがつて軍の圧力をおさえることができない。軍はプロテクターと陸軍卿を分離し、後にフリートウッドからムバートを任命することを望んだがリチャードはそれを認めなかつた。そして軍の圧力に対抗するため、法律家・政治家の助言を得て、一六五九年一月二七日、新旧両制度のいりまじつた奇妙な議会を召集した。

「謙虚なる請願と勧告」に従つて、第二院 the Other House は召集されたが、衆議院の選挙はバロウ優位の旧制度にもどつた。スコットランドとアイルランドからは六〇名が選出され、三國の統一は維持された。この議会から王党派は当然排除されていたが、共和派はいぜんとして強力で、プロテクターはそこから十分な支持をうけることができない。共和派はプロテクターの権限の制限をねらつて討議をくりかえした。

一六五九年四月二二日、議会が解散されると、下級兵士に支持された共和派の圧力で、ペーリー・ペーラメント the Purged Parliament が召集されることになる。このわずか四二名の旧メンバーで召集された（五月七日）議会は、一六五三年四月二〇日の追放で生れた、プロテクター制以前の共和国の議会の再現だつたのである。しかし、イングランドはこのような経過で、プロテクター、成文憲法、第二院、そして議会の選挙もまったく機能しないアナーキーな状態におちいつた。そしてこの議会も、ロンドンに駐留するラムバートの軍隊によつて再度ペーリーされ、ここに軍は、ロンドンのラムバートと議会を支持するスコットランド駐留のマンクとの間で、はつきり1分されることに

説
なる。

一六五四年以来スコットランドを支配していたジョージ・マンクは、ラムバートによる議会追放の報を聞いて、一〇月一七日、「自由と議会の権威」を守るという名目でイングランドの政争に乗りだすことを宣言した。マンクは、議会派の将軍として人望の厚い、かつてクロムウェルの上官であったフェアファックスと提携し、ロンドンに進んだ。ラムバートの軍隊もこれを阻止することができず、マンクは一六六〇年二月三日、首都ロンドンに入城している。ラムバートがロンドンを離れていた間に、ペーティー・ペーティーが再び召集されていたが、マンクは長老派の支配するロンドン市会と協力して、かつてプライドのページで追放された議員をそこによびもどした。このマンクの力でつくりだされた異例の議会は、マンクの意図どおり、マンクを全軍の総司令官に任命し、新しい国務会議を選任すると、自ら解散した（三月一六日）。こので長期議会の残存物は完全に消滅することになる。

四月二十五日、内戦以前の旧例に従つて選出されたコンベンション Convention が集会をもつ。貴族院（マンチエスター伯等一〇名）と衆議院（三九の州から一名、二〇〇近い自治市から二名、五の自治市一名、ロンドン四名、二つの大学二名あて、ワールズの一州、一二自治市から一名あて、計五〇五名）の二院制議会であるが、国王の召集によらずに成立したため、コンベンションとかコンベンション議会とよばれた。ここには、都市でも地方でも、共和国時代に排除されていた人々が再び登場し、貴族院の復活もあって、地主貴族的な保守的性格が色濃くあらわれていた。このコンベンションを通じて王政復古が行われるのであるが、それは単純な「キング」の復古ではなく、「キング・イン・ペーティー」の復古となつていく。

五月一日、フランスに亡命していた国王チャールズ二世の復位の条件であるブレダの宣言（四月四日）がコンベン

ションで読上げられ、承認された。この宣言は、第一に、すべての臣民に、過去の一切の行為にたいする恩赦² free and general pardon を認めていた。例外は議会が決定したものに限られ、それは国王に死刑の判決を下した六七名中生存者四四名ではじまつたが処刑されたものは一四名にとどまつた。第二は、王国の治安をみださない限り、信仰の自由を認めている。第三に、革命中に将校、兵士、その他によつて売買された土地に関する一切の紛争が、議会の決定にゆだねられることになる。そして第四に、軍隊への未払い給与の整理の約束である。ただし、この支払いは、「マンク將軍の指揮下にある軍の将兵への遅配」にたいするものと限定されていた。

エドワード・ハイド（一六六一年以降クラレンドン伯）の「傑作」といわれるブレダの宣言は、「国王、貴族、庶民の、それぞれ正当かつ古来の基本権への復帰」を強調しており、革命以前の專制的王政の復活と思われることを注意深くさせていた。チャールズは二度と再び亡命し、不安な外国旅行をしたくなかったのである。一六六〇年五月二十五日、チャールズ二世はフランスから帰国し、歓呼の声の中をドーバーに上陸した。

王政復古をあつかう場合どうしても検討しなければならないのは、長期議会が召集された一六四〇年から王政復古までの二〇年を経て、イングランドの憲法はどう変つたか、あるいは変わなかつたのかという「一応」の総括である。ここで「一応」というのは、復古王政自体がチャールズからジェームズへと変化するし、革命的二〇年の憲法史的意義は、来るべき名誉革命を経なければ明確にはならないからである。

第一にあげられるのは、君主制の変化である。長期議会が四〇年一月から四二年二月の間に、星法院、北部評議会、高等宗教裁判所など、絶対王政の重要な権力機構を廃止したことはすでに述べたが、それは国王の裁可した法律でなされていてもあって、王政復古によつて復活することはなかつた。形式上の明白な変化である。また、初期

スチュアート王朝と後期スチュアート王朝の間には、チャールズ一世の処刑と共和制の時代があつたという事実が注目される。もちろん、共和制、成文憲法、人民主権、生得権などの思想や制度的試みは定着せずに終つたが、それらの思想は復活した君主制のあり方に強い影響を与えたに違なかった。君主制の機能の上にあらわれる事実上の変化である。革命期以前と以後の君主制は、同一の王朝であり、君主制としての形式的類似点も少なくないが、革命期中の政治的経験が事実上大きく働いていたことは否定できない。

復古王政の行政は枢密院 Privy Council が中心となつたが、六〇年中に成立したそれは、亡命中の国王に随行した国王派九名、イングランドにいた国王派七名、長老派七名、共和制下の役職者四名、計二七名で、旧国王派一六、旧議会派一一という比率であった。ブレダの宣言そのものが示していたように、復古王政は決して初期スチュアート王朝の単純な再現ではなかつた。枢密顧問の筆頭にあるクラレンドン伯は、キング・イン・カウンシルとキング・イン・ペーラメントのバランスのとれた共存を意図していた。それが亡命者が革命中の経験からまなんだことである。

第二は、議会の変化である。長期議会は、その同意なしには解散されないことを議決したため、革命期を通じて合法的には解散されなかつたが、内乱開始による分裂、プライドのページによる長老派の閉めだし、そしてプロテクター制下の変則的な議会の出没など、統治機関として十分な機能を果すことができなかつた。したがつて、長期議会の残りを一掃したうえで成立したコンベンションによる王政復古の承認と、一六六一年五月の新しい議会の召集は、イングランドの議会政治にとって画期的な意味をもつことになる。この時、復古したのは君主制より議会制であるという歴史家もいるくらいである。革命期間中、右からは国王派により、左からは軍によつてその存在と機能がおびやかされていた議会が、王政復古によつて一応安定した。その形式は、貴族院・庶民院の二院制、貴族院には聖職者が復

帰し、庶民院の選挙制度は内乱以前の旧に復するというものであつたが、その機能は、王党派的ではあっても国王の意のままに動くものではなくなつてゐた。革命期の経験が、国政における議会の比重を重くしたといつてもよいであろう。

国王と議会

一六六一年から七九年まで一八年もつゞいた議会は、圧倒的な王党派の故に騎士議会 Chevalier Parliament といわれるし、その果した腐敗的機能のため年金議会 Pension Parliament ともいわれる。内戦とプロテクター制のもとでともに苦い経験をした国王と議会は、相互にその伝統的権利を尊重する友好的雰囲気のうちに出发したはずであるが、時とともに、内政・外交両面に新しい対立が生じるようになる。一八年の間にはしばしば補欠選挙が行われて、議員の党派的構成に変化が生じたのと、国王チャールズ二世の政策にも変化があつたことが考慮されなければならない。

この年金議会の会期中、一六六一年から六七年まで、枢密院を主宰していたのはクラレンンドン伯である。フランスの国王ルイ十四世の財政的援助をうけて、カトリックへの傾斜を強める国王の宗教的寛容策を立法化するのがクラレンンドンの任務であった。ところが、チャールズとクラレンンドンの「寛容」策を無視して、議会自身のきびしい宗教政策を示す四つの立法が、奇妙なりし、「クラレンンドン法」 the "Clarendon Code" とよばれてゐる。

一六六一年の自治体法 Corporation Act は、市長以下あらゆる職員は、国王にたゞする忠誠の宣誓 Oaths of Allegiance and Supremacy をおせて共和派を排除し、先にふれた「誓約」 Solemn League and Covenant の放棄を要求して長老派の多くを排除している。また、サクラメントを国教会の儀式によるものにして、ローマ・カト

説

リックと諸セクトを排除した。その結果、自治体の職員は、王党派で国教会派の者が多くなり、それが衆議院議員の選出母体となつた。

一六六二年の統一法 *Act of Uniformity* は、第一に、牧師に共通祈禱書をもたせる。第二に、それに記されてい るすべてに誠実に同意する」とを求め、同意を表明しない牧師はその地位を失つた。第三に、正式に牧師になる前にサクラメント（洗礼と聖餐式）を行つた者に罰金一〇〇ポンドを課し、第四に、「誓約」反対声明、国王への武力反抗の非合法性、国教会の礼式への適応を、聖職者だけでなく、学校・大学のすべての教師に要求している。第五に、教師は、教区の主教の免許制となる。この法律のため、牧師総数の五分の一に当る、〇〇〇人がその資格を奪われることになつた。

一六六四年の集会禁止法 *Conventicle Act*、翌六五年の五マイル法 *Five Mile Act* は、統一法を強行するためのものであり、それに反して放逐された牧師が教区に近づき、宗教活動ができないようにしていた。

チャールズ二世は、三度これらの立法に抵抗したが、いつも成功しなかつた。統一法の制定直後、その三月間の執行停止をはかり、最初の寛容声明 *Declaration of Indulgence* を出してゐる。一六七一年には二度目の寛容声明を出し、宗教上の理由によるあらゆる刑罰の執行停止を表明したが、それは、翌七三年の衆議院の決議（一六八対一六）で阻止された。国王の法律停止権は、議会の立法を制約できないことが、ここで改めて確認されたわけである。

宗教問題以外でも議会の権威は高く、一六六七年、枢密顧問の一人であるアショレーの指導する議会反対派によつて非難されたクラレンドンは、国王によつて解任された。かつてチャールズ二世は、その顧問のバッキンガムを救うため議会を解散したが、チャールズ二世には、自分のために働くクラレンドンを救うために議会を解散するような政

治力は残されていなかつたのである。

クラレンデンの失脚後は、クリフオード、アーリントン、バッキンガム、アシュレー、ローダーデール Clifford, Arlington, Buckingham, Ashley, Lauderdale が枢密院の中心となり、内閣的な役割を果すようになふ。この五人の姓の頭文字をもつてカバル CABAL とよばれた。このカバルが、カトリックよりの国王の寛容政策を追求するが、議会主権を主張し、国教会を支持し、反フランス＝カトリックの態度の固い議会の多数派を制するにはいたらなかつた。逆に、一六七二年のテスト法は、官職からカトリック教徒を一掃し、ヨーク侯も海軍卿 Lord High Admiral の地位から退かなければならなくなつた。クリフオードもカトリックのため大蔵卿の地位を失い、カバルは崩壊する。大蔵卿の地位は両院の意向に従つてトマス・オスボーン (のちのダンビー侯 Earl of Danby) に移り、年金議会はかれのもとで、後年のもつとも腐敗した時代をむかえることになる。

一六七六年、チャールズ二世はダンビーを無視してフランスと秘密条約を結び、その同意なしには他国と提携しないことを約束した。年々一〇万ポンドをもらう条件である。翌七七年には、議会の反仏宣戦をさけるため議会を一時停会にし、その見返りに一六〇万ポンドをもつていてる。フランス国王ルイ十四世は、チャールズとその支持派に金を送るだけでなく、反対派にも金をやつて、チャールズの常備軍強化策に反対させたり、反仏政策を緩和するのに成功している。ベンシヨン議会の名前どおりの腐敗の横行である。

一六七八年、プロテスタントの国王を暗殺してカトリックの国王を即位させようという架空の陰謀事件 Popish Plot が生れ、人心を刺戟した。議会の反仏傾向はますます強くなる。議会内では反仏の態度をとりながら、国王のフランスとの秘密交渉を黙認してきたダンビーは、その事実が反対派にもれたため、カトリックに汚染し、陰謀を知

りながら黙っていたという理由で弾劾されることになる。この時にはさすがのチャーチルズも、ダンビーを救い、フランクスとの秘密の関係が公然化するのをさけるため、一八年つづいた年金議会をついに解散することを決意した。

つぎの一六八〇年の議会は、反対派の全国にわたる選挙運動の効果もあって、シャフツベリー伯（アシュレー）がリーダーシップをとることになる。カトリックの王弟ジェームズを王位継承からはずすため、排除法案（Exclusion Bill）が提出されたが、同法案を支持する反対派の内部には、つぎの王位をめぐる対立があつたため、同法案は衆議院を通過しただけで、貴族院では否決される。マンモスをおす派と、オレンジ公ウェーラムを支持する派の対立である。国王は、この機会をとらえて議会を解散した。

一六八一年の議会は、ロンドンでなく、王党派の強いオックスフォードに召集された。この議会も、排除法案の審議をつくさぬうちに解散されると、それ以降チャーチルズの治世中は議会が召集されることはなかつた。伝統的に王党派の支配するオックスフォードには、国王の守備隊があらかじめ配置されており、ロンドンとちがつて民衆の支持を得られない反対派は立上がる機会をとらえることができなかつた。

名誉革命

一六八五年二月六日、チャーチルズ二世が死に、弟のヨーク公が王位についてジェームズ二世となつた。兄のおかげで排除法案の危機をのり切ることができたジェームズは、その賢明な兄が実行不能として放棄した政策を強行しようとしてスチュアート王朝を滅亡させることになる。

ジェームズ二世の即位は一般になんの反対も引き起さなかつたし、モンマスの反乱（一六八五年七月）の失敗は、正當な国王の即位にある種の好意的世論をつくりだしていた。それを無にしてしまつのが、ジェームズのつぎの諸策

である。

一六八五年、新王の召集した議会は、王党派が多数を占めていた。しかし、この議会は国王の意に反してテスト法の廃止には賛成せず、国王がテスト法を無視して軍隊にカトリックの将校を任命しはじめると、制定法の例外を決めるのは制定法だけであることを宣言し、停会（一一月一九日）におこなわれた。その後この議会は開会されることなく、八七年七月には解散される。ジェームズは、裁判所 Court of King's Bench の判決に支持されながら停止権を行使し、軍隊、文官、枢密院、大学、それに地方の官職のカトリック化をおしすすめた。その方針は、国教会にも影響を与える。

ジェームズは、長期議会が廃止し、再建を禁止した宗教裁判所 High Commission Court を、宗教者にだけ適用するという限定をして復活させた。そして、一六八七年四月には、第一次寛容声明が発せられ、カトリックや非国教徒にたいする刑罰が停止される。八八年四月の第二次寛容声明は、第一のものと同じであったが、教会で読上げる事が強制されていた。牧師たちは、それを読めば、カトリックや非国教徒への従来の態度を変えることになり、もし読まなければ、国王にたいする無抵抗の原則を侵すことになる、というジレンマにおちいった。

結局、「声明」に服従したものは少なかつた。ウェストミンスター寺院でスプラト主教が「声明」を読みはじめるところ、全会衆が教会を立去つた。国王にたいして提出した請願書（五月一八日）に署名した七人の主教は裁判にかけられたが、陪審は一晩かかって翌朝無罪の評決を下し、ロンドン市民は釈放された七人を歓呼でむかえた。

ロンドン市民が歓呼の声をあげた六月三〇日、ウイッグとトーリーの七人の指導者が署名した要請状が、オランダのオレンジ公ウィリアムに送られている。ウイッグの最長老で著名なデボンシャー、トーリー創設者の一人であるダ

ンビーの名がそこに見えるのは、議会内の党派的対立が一時中止し、反ジエームズの統一が成立したことを示している。

ロンドンの主教コンプトンも、英國教会を代表してこの動きに同調し、無抵抗の原理を放棄している。イングランドからの要請状に応えて、ウイリアムが声明を発するのは、約一万五千の兵力をととのえ、乗船準備の完了する九月三〇日である。イングランドにおける宗教、自由、所有への重大な侵害を理由に、その救済のため渡英を要請した反ジエームズの統一にたいして、ウイリアムの声明は慎重で国王ジエームズ自身を批判の対象とはせず、国王を誤らせた悪しき顧問たちの悪業を列举し、それを是正するための最後の策としては、自由で合法的な議会の召集を提案していた。

ウイリアムが海路なんの抵抗も受けることなく、デボンシャーの海岸トーベイに無事上陸できたのは一六八八年一月五日のことである。ジエームズ二世は一二月一一日、ひそかにホワイト・ホールをぬけだし、一六日いったんロンドンに引戻されたが、一八日には再びロンドンを離れ、二三日、海外に脱出した。空位の開始である。

ウイリアムは一二月一八日、ジエームズに代つてロンドンに入った。二三日、貴族とチャールズ二世治下に衆議院議員であつたすべての者、ロンドン市長、参事会員、市議会議員五〇名の召集を布告し、二六日に開かれたこの非公式の集会で、新しいコンベンションの召集が決まった。

一六八九年一月二二日、貴族院一一五名、衆議院五一三名のコンベンションが成立する。その第一の仕事は、ジエームズの亡命のため空位となつた国王の座をどうするかである。ここで、一七世紀を通じて争われてきた、国王と議会の関係という憲法問題に、最終的な結着がつけられることになる。議員の中で、ジエームズの復位を無条件で支持し、専制的君主制を復活させようとするもの、また正反対に、君主制を廃止して共和制を樹立しようとするものはご

く少数であった。議員の大部分は、なんらかの形での制限君主制を期待していたが、問題は制限の仕方であった。

貴族院議員の約半数、衆議院議員の約三分の一を占めていたトーリーには、国王の地位についての意見の一致がなかった。条件つきで交渉し、ジョームズを復位させようというのがもともと有力な意見だった。血統を重視する王党派らしい考え方である。逃亡したジョームズを病氣とみなし、名目だけの国王として、ウイリアムを摂政とする、という意見もあった。また、ジョームズの放棄による国王の空位を認めたうえで、国王不在のため皇太子の正統性を確認できないから、オレンジ公妃メアリ（ジョームズの姉）が王位をつぐべきだという意見もあった。

ウイッグは、ジョームズ二世が大権を濫用し、国王と人民の原始契約を破棄したため、王位を喪失した、と一致して考えた。その場合、新しい国王を選び、その即位に当つて統治の条件をつけるのは人民の権利であるという政治思想が前提となっていた。このウイッグと、空位を認める一部のトーリーの協力により、事態はウイッグの考え方につれて收拾されることになる。もちろん、この経過には、オレンジ公ウィリアム自身の意図が強く反映していたことも軽視することはできない。

一六八九年一月二八日・二九日、一週間たらずの討議の結果、つまのような二つの決議が衆議院を通過した。

(1) 「国王ジョームズ二世は、国王と人民の間の原始契約を破棄することにより、王国の国制 the constitution of his Kingdom を転覆しようと努め、また、ジョーズイットその他悪しき人々の助言を受けて基本法 the fundamental laws を侵害し、やがて、王国から退出して、統治 the Government を放棄 abdicate した。したがつて、王位は空である。」

(2) 「カトリックの王によって支配される」とは、このプロテスタント王国の安全と福祉に矛盾する」とが、経験

上明らかとなつた。」

貴族院において、第一の決議は問題なく認められたが、第一の方は、議論が百出した。摂政をおくという主張は、トーリーのダンビーとその支持者がウイッグに同調したため、五一対四九の近差で退けられた。しかし、そのダンビーが「王位は空である」という句に反対したため、五五対四一で削除される。トーリーには、王位は空でなく、オレンジ公妃メアリがすでに継承しているという考え方があつたことはすでに述べた。そしてこの討議の間に、「放棄する」*abdicare* という語が「はなれる」*desert* と弱められたりした。

しかし、衆議院はこの修正に同意しなかつた。メアリを女王とし、そのお守役になるくらいならオランダに帰るといふウイリアムの強い意思もあって、貴族院も妥協しないわけにいかなくなる。そして結局、衆議院の決議が原案のまま通過する。オレンジ公ウイリアムと公妃メアリは、イングランドの国王と女王キング ケイーンである、と決定した。これが、コンベンションの議決で、一滴の血をも流すことなく達成された名譽革命とよばれる事件の一つの到達点である。

コンベンションの第一の仕事は、新しい国王および女王にたいして付した条件の立法化である。一六八九年の権利章典 *Bill of Rights*、一七〇一年の王位継承法 *Act of Settlement* がそれである。この議会制定法は、今日なおイギリス憲法の一部をなすとみられており、名譽革命が現代イギリス国家の出発点とみられるのは、この法律の憲法史上の画期的意義に注目するからである。

権利章典、正式にいえば、「臣民の権利および自由を宣言し、王位継承を定める法律」は、まず前王ジョームズ一世の法と自由を破壊する一二の悪を列挙することからはじまる。これらの悪業をくりかえさないため、コンベンションが議会として提示するのが、いざの一三の宣言である。

ケアによれば (D.L. Keir, *The Constitutional History of Modern Britain 1485-1951*, p. 268.)、「...のみ
らわれるのは既存の法律の宣言以上のなものでもなく、国王の大権として一六六〇年当時認められていたもので唯一
否認されているのは、平時ににおける常備軍の募集・維持の大権であった」とされる。たしかに、権利章典でイングラ
ンドの法と自由に反すると宣言されている一三の条項は、王政復古後の議会であるいは、内戦前の長期議会その他
すでにその違法性が問題になっていたものばかりであるが、大権の解釈については王党派と議会派との間に「ねに
争いがあり、権利章典は、大権の存否だけでなく、その解釈について一定の判断を下した」としての
重要な法的意義があった。

権利章典が、このように「古来の権利」ancient rightsの確認にとどまつたのは、ローベンションの本来の意図
ではなかつた。衆議院のトレビー委員会が準備した項目の中には、新しい立法を必要とする改革があくまでいたが、
その報告をうけた衆議院の多数は、はげしい討論の結果、新しい立法を必要とする項目のすべてを削除した。この、
改革を期待するウイッグの保守的なトーリーにたいする譲歩とみられる結果は、「古来の権利」の宣言にさえ不満で、
のちにしばしば国王大権の拡大を試みるウイリアムの意向の反映ともできる。改革よりも政局安定であり、
ウイリアムの目は、イギリスの資源と艦隊を手にして、対フランスの同盟をつくることにむけられていてある。

権利章典は、イギリスの臣民の権利と自由を宣言するだけでなく、「王位継承を定める法律」もある。オレ
ンジ公ウイリアムと王妃メアリは「イギリス、フランス、アイルランド、およびそれに属する諸領地の国王および
王妃」であると宣言された。注目すべきことは、「王権は、公および公妃双方の在世中は、公および公妃の名にお

いて、前記オレンジ公が単独かつ完全に行使するもの」とされていることである。王権は双方なきあとは、メアリの直系卑属に、それがない場合、デンマークのアン（メアリの妹）とその直系卑属に、それがない場合は、オレンジ公の直系卑属に伝えられるものとされた。

なお、王位繼承者を限定する、つぎの点も注目される。「法王序またはローマ教会と融和し、もしくは靈的交渉を有する者、カトリック教の信仰を表明する者、または、カトリック教徒を配偶者とする者は、一人残らず全部、わが王国およびアイルランド、ならびにそれに属する諸領地、または、そのいかなる部分に対しても、王位および政権を繼承し、占有し、享受すること、または、国王としての権力、權威、裁判権を所有し、使用し、行使することから排除され、かつ永遠にその能力なきもの」とされた。「カトリック教の国王またはカトリック教徒を配偶者とする国王もしくは女王によって統治されることは、この新教国の安全と福祉に反する」ということが、経験によつて明らかにさられた」からである。

王位繼承法は、「王位をさらに限定し、臣民の権利と自由をよりよく保障するための法律」という名称が示すように、一六六九年以降の王位繼承者の変化に応じて、権利章典の方針をさらに限定するものであつた。ウィリアム、メアリ双方が死亡した場合の第一順位であるメアリの子孫は、一六九四年、メアリが子供のないまま死んだため存在しなくなつた。第二順位のアンも、男子（グロスター侯ウイリアム）が一七〇〇年に死亡して後継者が絶えた。第三順位のウイリアムの子孫は、メアリの死後ウイリアムに再婚の意思がなかつたため可能性がなくなつた。血統だけからいえば、ジエームズ二世の末子でカトリックのジエームズ・エドワードの系統がメアリにもつとも近く、それをおす動きもあつたため、議会は新教徒の国王候補を探さなければならなくなる。そこで選ばれたのが、ジエームズ一世の

孫娘になる、ハノーバーの選挙侯未亡人ソフィアとその子孫である。したがって、ジョージ一世にはじまるハノーバー王朝を定めたのは、この王位継承法である。

王位継承法は、このほか、イングランドの統治について重要な規定をしている。王位がイングランド生れの者以外の者に帰することを予定して、その場合、「国民は国会の承諾なしに、イングランドの王位に属しない属領や領地の防衛のために戦争に従事する義務を負わされることはない」。また、国王が議会の承諾なしにイングランド、スコットランド、アイルランドの領土外に出ることは禁止された（一七一四年法で廃止）。

王位継承法によって新しい王位が決定したのちは、「わが王国に善政を行う」とに關する事項で、わが王国の法律と慣習により枢密院が措置するのが適當とされているものは、すべて枢密院によつて処理されるべきものとし、かつそこでだされた決議には、すべて、それに助言と承認を与えた枢密顧問が署名すべきものとする」（いの項一七〇五年法で廃止）と、立憲君主制における行政 King in Council のあり方が、枢密院の責任という形でのべられている。なお、イングランドの司法について、この法律は、「裁判官の任命は、罪過なき限り *quamdiu se bene gesserint* へぐくものとしてなされべきであり、その俸給は、定額として不動のものとする。しかし、議会の両院の奏上にもとづいて裁判官を罷免することは合法的である」という。裁判官の法的・經濟的身分保障の規定である。

立法については、「国王のもとに有給の官職もしくは地位にある者、または国王から年金をうける者は、衆議院議員となる資格を有しない」（一七〇五年法で廃止）と規定され、国王の不当な議会操作に予防的措置を講じている。
註 予定の枚数を大幅に超えたため、本稿の敍述はいよいよ一応終了する。本稿のまとめとしてのべたかった、名誉革命の憲法学的評価、そして、一七世紀の憲法闘争の全体としての評価については、別稿とせざるをえなかつたことをお断りしておきたい。

（一九八八年一二月三日）

